ダウンロード申請書チェックシート

このチェックシートは、皆さまがダウンロード申請書を用いてパスポート申請等をする際の注意事項を取りまとめたものです。申請する前に必ず全ての項目を確認してください。(申請窓口に提出する必要はありません。)

下記1~4の項目を満たしていない場合には、ダウンロード申請書の再作成をお願いします。また、印字等の状態によっては、申請窓口で紙の手書き様式の申請書への書き直しをお願いする場合がありますのでご了承ください。

1 申請書の印刷状態を確認してください。(「よくあるご質問」の「5. プリンター、印刷に関する質問」を必ず参照してください。)

- □ **用紙は、A4サイズになっていますか。**(日本国内ではA4のみ受け付けます。北米地域等の一部の在外公館ではレターサイズでも受付可能です。)
- □ 表裏面ともに白い紙に印刷していますか。(色や柄、文字などのついた用紙は受付できません。)
- □ **片面印刷の申請書になっていますか。**(両面印刷された申請書は受付できません。)
- □ **等倍サイズに印刷されていますか。**(コンビニ等で印刷の場合はサイズにご注意ください。縮小や拡大サイズで印刷されると受付できない場合があります。プリンターの設定によっては用紙の大きさに合わせて自動的に縮小拡大されることがあります。)
- □ **印字状態は鮮明ですか。**(印字が薄い,つぶれる等により機械が判読できない場合,かすれや滲みが生じている場合や斜めに印刷されている場合は受付できません。)
- □ **用紙が薄かったり、濡れていたり、折れ曲がっていませんか。また、破れや汚れ、シワなどはありませんか。**(用紙の状態が悪い場合には受付できません。)
- □ 印刷された申請書の上辺の左右にある2点の■ (通称トンボ。申請書の情報を読み取るために必要な印) と用紙の端との余白は十分ですか。(トンボの位置から用紙の端まで、上辺は1mm~24mm以内の余白、左右は4mm~14mm以内の余白である必要があります。)

2 申請書の種類について確認してください。

- □ **未成年者の方は5年用の申請書を選んでいますか。**(未成年者は10年用パスポートの申請はできません。)
- □ 戸籍上の氏名や本籍の都道府県に変更が生じた、または査証欄の余白が無くなったことによりお持ちの有効なパスポートの有効期間満了 日と同一となるパスポートの申請をする方は、残存期間同一用の申請書を利用していますか。(ただし、残存期間同一用ではなく、新たに5年用 又は10年用のパスポートを申請することもできます。この場合は、お持ちのパスポートは残存有効期間を含め失効します。)

3 申請書に印字された内容を確認してください。(「前のページへ戻る(修正)」から修正ができます。)

- □ 氏名(ヨミカタ,漢字,ヘボン式ローマ字),性別,生年月日,年齢,本籍(市区郡以下番地まで入力してください)などに誤入力等はありませんか。
- □「過去の申請後に旅券を受領しなかったことがありますか」の『ある』,『ない』の欄に誤入力はありませんか。
- □「旅**券の所持歴はありますか」の『ある』、『ない』の欄(10年用・5年用のみ)に誤入力はありませんか。**(過去に一度でもパスポートの発給を受けたことがある方は、必ず『ある』を選択してください。)
- □ 刑罰等関係欄の1~6の質問事項に対する『はい』、『いいえ』の入力(選択)に間違いはありませんか。(『はい』の項目がある場合には、必要書類や手続について、申請窓口に事前にお問い合わせください。)

4 申請書に必要事項を黒又は青の濃いインク(ボールペン,万年筆等)で記入してください。サインペン,色の消せるインクは使用しないでください。書き損じた場合には修正液などは使用しないでください。

- □ 「所持人自署」欄(1 枚目の黒い枠で囲まれた欄)に本人が署名していますか。 (乳幼児など署名する能力がない場合、疾病又は身体の故障により申請者が自ら署名することが困難な場合には、法定代理人等が記名(代理署名)してください。署名が黒枠にかかった場合には受付できませんので新たに印刷した申請書に署名し直してください(下記「所持人自署欄」参照)。この欄を書き損じた場合、二度書きしたり、修正液を使用した場合には受付できません。)
- □ (申請者が未成年者の場合)「法定代理人(親権者,後見人など)署名」欄に法定代理人(親権のある方等)が署名しましたか。
- □ (申請者以外の方が申請書類等を代理提出する場合)「申請書類等提出委任申出書」(2枚目の下段の申請書記入欄)に申請者と代理人 (引受人)が各々で記入しましたか。(申請者が法定代理人を通じて申請書類を提出する場合は、同申出書の記入は不要です。)

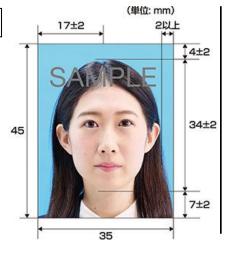
5 ダウンロード申請書以外の必要書類を確認してください。

【申請手続の必要書類等については、申請窓口にお問合せいただくか申請先ホームページ等でご確認ください。】

※ ヘボン式ローマ字以外(非ヘボン式ローマ字や旧姓併記など)の表記を希望される場合は、事前に申請窓口にお問い合わせください。

パスポート用提出写真の規格

- ※ パスポート用提出写真の詳しい規格は、外務省ホームページでご確認ください。(規格どおりでない場合は、受付できません。)
- ※ 右図(写真)の外枠の長さを確認し、 縦 45mm、横 35mm でないとき は、ダウンロード申請書が拡大・縮 小されて印刷されています。



所持人自署欄

適正な記入例





×不適正な記入例(受付不可)

外務太郎

Hanako Gaimi

		新規・切替	一般旅券発給申請書	10年用
	り 曲	受 理 年月日 窓 口 記入欄 ☑ 10年	受理 番号 区分 INTERPRETATION (INTERPRETATION OF THE PROPERTY OF THE PROPER	確認
	- Andrews	写 ↓ 真 写真は貼らずにお持ちください 注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景	(性) (名) (名) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	.)
注意 一、太枠内のA でくださ でくださ		4. 縦45mm ×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から 顎までが34mm±2mm) *提出された写真は旅券に転写 されます。	名 姓 石垣 尚紀	
記入をお願いする場合もあります。 でください。折った場合は、申請書に改めてこの用紙は機械で読み取りますので折らない	四 三	*裏面は氏名を記載してください。アラスタン・アラスをアフスをディン・アラスタン・アルウン・アルウン・アルウン・アルウン・アル・アー・アル・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・	ペポン式 (性) I S H I G A K I (名) N A O K I	
ष्य्			性別 ■	
及び刑法によって処罰されます。は、旅券法(五年以下の懲役、一申請書に虚偽の記載をして旅券と申請書に	「できた、エニスドン)をついて、エコケガ以下の対点です。 、この申請書に記入した氏名の表記は国権的論式である北方領土(釈捉島、国後島、 五、この申請書に記入した氏名の表記は国有の領土である北方領土(釈捉島、国後島、 五、この申請書に記入した氏名の表記は国有の領土である北方領土(釈捉島、国後島、 五、この申請書に記入した氏名の表記は	この署名は旅券にそのまま転写されます。白い部分からはみ出さないように署名してください。 所持人自署については申請者本人が署名してください。 ただし、乳幼児など申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代筆することができます。 その場合には、「▷◁」印より上に申請者の氏名を記入し、「▷◁」印より下に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。 (例えば、by A.YAMADA(Mother) や by A.YAMADA(Father)など)	東京都 日野市百草926番地 ※過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 日 ある タ な ※旅券の所持歴はありますか。 図 ある(以下に最後の旅券について記入)	
5刑法によって処罰されます。 解券法(五年以下の懲役、三百万円以下の罰金) は傷の記載をして旅券の交付を受けた場合等 一			番号TK7433638(西暦)2012年最後に発給を受けた旅券に 記載の姓のローマ字ISHIGAKIこの申請書を提出する日の年齢満3日以内に紛失(焼失)后出を行り現住所 〒819-1626メールアドレス n350071@gmail.com	07月 23日
援護並びにその他必要に応じ国際得・使用の防止等旅券秩序の維持に、記載の個人情報は、旅券事務の通			福岡県糸島市二丈波呂682-1 電話 08051236382 携帯 その他勤務先など	
埋護並びにその他必要に応じ国際協力のために利用します時・使用の防止等旅券秩序の維持、在外選挙事務及び邦人時・使用の防止等旅券秩序の維持、在外選挙事務及び邦人に動の個人情報は、旅券事務の適正な執行の確保、 不正取			居 所 〒 居所で申請する場合は原電話 日本国内の緊急連絡先 〒 819-1626 福岡県糸島市二丈波呂682番地1	居所も記入してください
び邦人不正取			氏名 石垣美和 申請者との関係 妻 電話 070	043076178
		※次の各事項に該当しているか否か、 (本人又は法定代理人が記入してくだ 1.外国で入国拒否、退去命令又は処罰 2.現在日本国法令により起訴され、判 3.現在日本国法令により、仮釈放、刑	ださい。) はい いいえ されたことがありますか。 ばい いいえ 決確定前の状態ですか。 国籍 の執行停止又は執行猶予の処分を 審	
	都道府県	等 4.旅券法違反で有罪となり、判決が確 5.日本国旅券や渡航書を偽造したり、 偽造された文書を行使して(未遂を含有罪となり、判決が確定したことが 6.国の援助等を必要とする帰国者に関関する法律を適用され外国から帰国	定したことがありますか。 又は日本国旅券や渡航書として	で出生
		7 1 27 1	4 暦外確認 OA 別人 OC 解除 OE 職権 OH 特例1 OK 特例3 官庁 5 暦外表示 OB 失効 OD その他訂正 OG 再作成 OJ 特例2	ウコード

(別記第1号の2様式)

(Ver. 5.0) 20250107070639 氏名 石垣 尚紀 昭和60年05月15日生まれ ·般10年 出発予定日 ※主要渡航先での滞在期間 年 月 H 3ヶ月未満 □3ヶ月以上 ※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にレ印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。 ① | 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 渡航目的(具体的に) ②の場合は、二重発給が必要な理由も記入 今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください) コード 旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。) (別名併記の記入例:GAIMU(TANAKA)) (姓) (名) 注:旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて37字(別名併記を除く)までです 記号(、・~など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。 月 \exists 大 臣 令和 年 在 大使 総領事 殿 (過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効し 法定代理人(後見人など)署名 た場合は、通常より高い手数料を徴収します。) (申請者が成年被後見人の場合は、法定代理人(成年後見人)の署 名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で 行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印 鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。) (1点でよい書類) 戦傷病者手帳 (2点必要な書類)「 一介護保険証 本 宅建取引士証 印鑑登録証明書及び実印 日本国旅券 健康保険証 電気工事士免状 後期高齢者医療被保険者証 運転免許証 個人番号カード 船員手帳 国民健康保険証 確 無線従事者免許証 その他写真付きの身分証明書 和 船員保険証 官公庁職員身分証明書 認 共済組合員証 Ŧi. 海技免状 身体障害者手帳 欄 年金証書等 一時帰国者 年 猟銃等所持許可証 (偽造防止、写真付き) 官 本人 一 代理 月 公 改 長音表記 非ヘボン 庁 正 記 疎明資料名() 載 理 由() 欄 (注定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には 木様式の提出は不要です)

	(はたてい生人が、中間日に「いり」と中間自然などで促出する物目には、平はいり促出は「女です」													
申	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。													
請	令和	年	月	日										
者														
記	引受人氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・													
入	 引受人住	注所												
引受	は本人自	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署 は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。 私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。												
人	1210, 12	去5年間、	旅券の不	正取得に係わ	ったことはありません	ん。								
 記	令和	去5年間、 年	旅券の不 月	正取得に係わ		ん。 連絡先電話番号	()						
人記入			旅券の不 月	_			平成・令和) 年	月	<u></u> 日				

| 在 | 2. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 意 3. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあり 事

ます。

項

和 Ŧī. 年三月 改 正